

★★★ 流山市消費生活センターからのお知らせ ★★★

見守り
新鮮情報

点検中に 屋根を壊された？ 点検商法に注意



近所で工事しているという事業者が
来訪し「お宅の**屋根**が
めくれているのが見えた。
屋根に登って**点検**する」
と言うので依頼した。
点検後、**屋根が浮いて
いる写真**を見せられ、
そのままにしておけない
と思い、約30万円の
修理を契約した。その後、
家族の勧めでハウスメーカー
に**確認**してもらおうと「釘を
引き抜いたような**新しい傷**
がある」と言われた。
(60歳代 女性)

ひとこと助言



本文イラスト：黒崎 玄

- 突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。点検箇所をわざと壊して撮影し勧誘するなど、悪質なケースもみられます。
- 点検後に修理を勧められてもその場で契約しないようにしましょう。別の専門家に確認を依頼したり、複数の事業者から見積もりを取ったりするとよいでしょう。
- 家族や周囲の人は、不審な人物が来ていないか、見慣れない書面がないかなど、高齢者の様子に気を配りましょう。
- 工事終了後でも、クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り新鮮情報 第419号 (2022年4月26日) 発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活に関するご相談は⇒ 04-7158-0999 (月～金 9:00～16:30)
流山市役所 第2庁舎2階 流山市消費生活センターへ【出前講座も随時受け付けてます】

消費生活に関することで分からないことがあった時や悩んだ場合は消費生活センターへすぐにご相談ください。

見守り 新鮮情報

訪問したリフォーム業者に「台風で**屋根瓦が浮いている**」と言われ、屋根を見てもらったところ、**写真**を見せられ屋根の**修理**を勧められた。「**火災保険**が下りれば**実費負担なく**工事ができる。

保険の**申請は無料**で代行する」と言われ、申込書にサインした。その後、知り合いの業者に**写真**を見せたら**修理の必要はない**と言われた。申込書には「保険適用前に**キャンセル**すると**10万円**かかる」と書かれている。契約をやめたい。

(80歳代 男性)



©Kurosaki Gen

災害に便乗した 悪質な修理業者に注意

ひとこと助言

災害後の
勧誘に注意



見守るくん

- 災害に便乗して、 unnecessaryな住宅修理を契約させられたという相談が寄せられています。
- 「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- 災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。
- また、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。
- 家族や周りの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。
- 不安を感じたら、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第371号(2020年8月18日)発行：独立行政法人国民生活センター

屋根や外壁工事の訪問販売トラブルに注意！

事例①

「近所で工事をするので挨拶に来た」「お宅の前を通りかかった時に屋根がめくれているのが見えた」と業者から突然訪問を受け、点検を勧められた。

事例②

「このままでは瓦が飛んで近所に迷惑をかける」「雨漏りする可能性があるのですぐに修理した方が良い」と不安を煽られて契約したが、工事をする箇所が増え、高額になった。

【消費者へのアドバイス】

台風シーズンでは「大雨や台風等の自然災害後に突然訪問され、工事の必要性を指摘されて不安になった。勧められるまま契約したが、費用が高額で解約したい」といった相談が消費生活センターに多く寄せられます。

突然訪問してきた業者にはドアを開けずに対応し、必要のない勧誘はきっぱりと断りましょう。不安に思った場合はその場で契約せず、ハウスメーカーに相談したり、複数の事業者から相見積もりを取るなど比較し、慎重に検討しましょう。